平成２４年（フ）第１４５５号
北海道江別市ゆめみ野東町36番地の９　Ａ棟
債務者　柴田　昌哉
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上岡由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０１号
愛知県尾張旭市東本地ケ原町１丁目20番地５
債務者　森井　正幸
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午後１時25分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１号
京都府福知山市字堀2544番地の１
債務者　上坂　英男
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第５０６号
堺市南区深阪南210番地　ヒルズ深阪南202号、前住所堺市南区竹城台１丁１番３―1130号
債務者　小林住建こと　小林收一郎
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６５１号
堺市堺区中安井町１丁４番10―511号、前住所堺市堺区大浜北町１丁５番８―402号
債務者　Ｂｌｕｅ　Ｌｅａｆこと　東園　愛美
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０６２号
横浜市南区永田みなみ台２番10―1301号
債務者　永山　邑江
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　直継
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９３号
愛知県一宮市大和町宮地花池字中道４番地　アートメゾン101号
債務者　アイシンオートこと　渡部　秀夫
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　了嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３８号
群馬県渋川市渋川4193番地７　メゾン折原205号
債務者　相澤　　栄（旧姓保坂）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７号
山形県西村山郡河北町谷地丙96番地
債務者　吉田　弘樹
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５８号
札幌市清田区平岡10条２丁目６番７号
債務者　田口　　聡
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１２号
佐賀県鳥栖市藤木町2148番地５こしおハイツ103
債務者　野﨑　一也
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
佐賀県多久市北多久町大字小侍2564番地６
債務者　今村ヒサヨ
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
宮崎県都城市梅北町779番地１
債務者　竹元　昌行
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第８１号
宮崎県都城市梅北町779番地１
債務者　竹元　保子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部